

- 各都道府県が実施している「第2期医療費適正化計画」は、平成29年度が最終年度。（計画期間：平成25～29年度）
 - この第2期計画について、平成30年度に各都道府県は「実績評価」を実施することとなっている。
 - 今般の通知は、都道府県における実績評価に当たっての基本的な考え方をお示しするもの。
- ※ 今般の実績評価は、基本的に、第1期計画の実績評価（平成25年度）と同様の枠組みで行うもの。

| | H25年度 (2013年度) | ... | H29年度 (2017年度) | H30年度 (2018年度) | ... | H35年度 (2023年度) |
|--------------|-------------------|-----|-------------------|-------------------|-----|-------------------|
| 医療費 適正化計画 | 第2期 医療費適正化計画 | | | 第3期 医療費適正化計画 | | |
| 実績評価 | | | | 第2期 実績評価 | | |

1. スケジュール

| | |
|----------|----------------------------------|
| 平成30年 4月 | 都道府県において実績評価の作業開始 |
| 7～10月 | 厚労省から都道府県に、具体的な関連データや実績評価の記載例を提供 |
| 12月末 | 都道府県の実績評価の報告〆切（その後、都道府県が公表） |
| 平成31年 1月 | 厚労省が、国の実績評価を開始（3月末に公表） |

※ 特定健診・保健指導や医療費の平成29年度の実績公表は平成31年度。数値公表後の平成31年12月末を目途に、各都道府県の実績評価に追記。

2. 実績評価の考え方

- 実績評価には、次の事項を盛り込む。
 - (1) 目標の達成状況
 - …特定健診・保健指導の実施率、メタボ該当者・予備群の減少率、平均在院日数の短縮等の目標数値の達成状況。
 - (2) 施策の達成状況
 - …(1)の目標達成のための施策の具体的な内容・事業実績の把握や、因果関係の分析。
 - (3) 施策に関する費用対効果
 - …平均在院日数の短縮や生活習慣病対策（特定保健指導）の実施に関する費用対効果の算出
 - (4) その他（医療費推計と実績の比較、今後の課題・推進方策の整理）

3. 実績評価のプロセス

- 実績評価は、次のプロセスにより進める。
 - (1) 都道府県による調査・分析
 - …都道府県において関係部局・担当が連携・協力して調査・分析を実施
 - (2) 保険者協議会における計画の評価等
 - …保険者協議会で調査・評価を行い都道府県が実績評価を行う、都道府県が実績評価を保険者協議会に協議・共有など
 - (3) 実績評価を踏まえた今後の取組に向けた対応
 - …達成状況が不十分であった目標や個々の取組課題について、第3期計画の実施にあわせ、具体的な対応の準備・対応。
 - (4) 高齢者医療確保法第14条の診療報酬の特例について
 - …平成29年12月に医療保険部会で示された「議論の整理」を踏まえた、運用に当たってのプロセスの留意点を記載

3. 高齢者医療確保法第14条の診療報酬の特例の活用方策

- 高齢者医療確保法では、国と都道府県が医療の効率的な提供の目標を計画に定め、計画期間において保険者・医療関係者等の協力も得ながら目標の達成に向けて取組を行った上で、計画終了後に、目標の達成状況を評価した結果に基づき、なお目標達成のため必要があると認めるときに、
 - ① 都道府県は、国に対し診療報酬に関する意見を提出できる。国は都道府県の意見に配慮して診療報酬を定めるよう努める
 - ② 国は、あらかじめ都道府県に協議した上で、都道府県の地域に別の診療報酬を定めることができる、旨が規定されている。
- 改革工程表においては、「高齢者医療確保法第14条の診療報酬の特例の活用方策について、関係審議会等において検討し、結論」とされている。
- これを踏まえ、当部会においては、上記の法律上の枠組み等を踏まえ、運用の考え方について、以下のような案を示し、議論した。
- 上記の法律上の枠組み等を踏まえ、高齢者医療確保法第14条の運用については、以下のようなプロセスに留意する必要があるという点については、異論はなかった。
 - ・ 医療費適正化計画の枠組みにおける第14条の規定については、都道府県において医療費適正化計画の目標の達成に向けて保険者・医療関係者等の協力を得ながら取組を行い、その取組状況の評価の結果を踏まえて、都道府県と協議した上で、厚生労働大臣が判断するプロセスとなっている。
このため、各都道府県においても、医療費適正化計画に関する取組の実績を分析し、これを評価した上で、既存の診療報酬や施策、取組の予定等を踏まえて、適用の必要性について検討していく必要がある。
 - ・ その際、各都道府県においては、保険者・医療関係者等が参画する保険者協議会での議論も踏まえて、第14条の規定の適用の必要性について検討していく必要がある。
 - ・ 厚生労働省においては、都道府県の意見を踏まえ、中医協における諮問・答申を経て、診療報酬全体の体系との整合性を図りながら、医療費の適正化や適切な医療を各都道府県間において公平に提供する観点から見て合理的であると認められるかを議論した上で判断していく必要がある。
- これらの点について、当該規定については、国民皆保険の趣旨から診療報酬の地域格差の導入にはその妥当性や実効性も十分検討し慎重に検討すべきとの意見や、国において都道府県や市町村の意見を出発点に地方自治体との協議を進めるべきとの意見、他県への受診などの影響を考慮する必要があるとの意見があった。